

第2章 災害予防計画

第1節 防災都市づくりに関する計画

1 方針

大規模地震発生時には、わが県においても、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、相互の緊密な連携のもとに、これらの被害をできるだけ防止し、県民が安心して生活できるよう災害に強い都市づくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高い都市構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災都市づくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

また、この防災都市づくりを行うために、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を必要な事業について定めるものとする。

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、防災関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図る必要がある。このため、県は、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要となる各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される広島県地震防災戦略を策定し、その実施を図るものとし、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。

2 防災上重要な公共施設の整備

(1) 防災上重要な建築物の整備

ア 防災拠点となる公共施設の整備及び耐震化

県及び市町は、庁舎や、警察署、病院、学校、消防署等、大規模地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる防災拠点として利用する公共施設の耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

また、庁舎を始めとする公共施設を整備する場合には、防災拠点として活用できる施設整備に努める。

イ 市町及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

県は、市町庁舎、病院、学校、劇場、百貨店等の市町及び民間の防災上重要な建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての市町及び民間建築関係団体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(2) 緊急輸送道路等の整備

ア 橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

イ 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築する。

このうち、緊急交通路に選定された道路については、重点的に整備を進める。

また、河川空間を活用した緊急用河川敷道路の有効活用を図る。

ウ 緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

(3) 河川・海岸の整備

ア 堤防等の耐震性強化

地震による堤防決壊による二次災害を防止するため、ゼロメートル地帯等を中心に河川・海岸堤防等について、堤防強化、地盤改良等の耐震性向上対策を実施する。

イ 消火用水・生活水の確保

河川水・海水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

(4) 空港の整備

広島空港及び広島西飛行場については、災害時に救援物資や人員輸送などの応急対策を実施するため、関係する施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(5) 港湾の整備

ア 耐震強化岸壁の整備

大規模地震が発生した場合に、避難者や緊急物資の輸送を確保するとともに、国際コンテナ物流機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備や既存岸壁の耐震強化を図る。

イ 港湾緑地の整備

被災地の復旧・復興の支援拠点や避難地に資する港湾緑地を整備する。

ウ 臨港道路橋梁の整備

避難者や緊急物資の輸送等に資する臨港道路について、橋梁の耐震性を確保する。

(6) 鉄道の整備

鉄道施設のうち橋梁・高架等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法等の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設の補強、更新、改築等の倒壊防止策を、輸送量の多い線区から優先的に順次整備する。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

建築物の耐震性の向上

耐震改修促進法の改正に伴い、広島県耐震改修促進計画を作成し、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

県は、県内に所在する国・県・市町指定等の文化財及びそれらを収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての市町及び所有者等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域において適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の安全性を点検する。

(5) 公営住宅の耐震化の推進

既設公営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密集市街地に重点を置いて老朽公営住宅の建替えを推進する。

(6) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等の発生が予想される土砂災害危険箇所の集中している都市部について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害危険箇所等についての情報提供を行う。

また、市町においては、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

4 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 上水道

災害時の被害を最小限とするため、水道施設を耐震化していくとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業者間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

イ 下水道

(ア) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、今後設定される新基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(イ) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道台帳の電算化等による施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ 電力

(ア) 耐震性の向上

変電設備については、その地域で想定される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内の

ケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

(イ) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

エ ガス

ガス設備全般について、耐震性が確保できるよう整備を進める。

特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。

既設の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

オ 通信

(ア) 電気通信設備等の高信頼化

- a 豪雨、洪水、高潮又は津波等の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。
- b 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。
- c 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

(イ) 電気通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- b 主要な中継交換機を分散設置する。
- c 大都市において、とう道網（共同溝）を構築する。
- d 通信ケーブルの地中化を推進する。
- e 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- f 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- g 移動体通信設備の高信頼化

(2) ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

5 防災性の高い都市構造の形成

市町は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と強力を得て、防災都市づくり計画を策定し、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災公園の整備

市町は県と連携して、地域防災計画に位置付けられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

イ 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

ウ 防災性を高めた住宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街化を推進する。

エ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、インターチ

エンジ周辺，河川防災ステーション，下水処理場敷地，学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

オ 民間事業者への支援

広場，緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して，優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

(2) 都市の不燃化の促進

ア 防火地域，準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し，土地利用度や建築密度が高い地域を防火地域又は準防火地域に指定し，耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し，河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ 建築物の防火の促進

新築，増改築等の建築物について，建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに，既存建築物等についても，防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 密集市街地における防災性の向上

都市に散在する密集市街地について防災性の向上を図るとともに，土地の高度利用や都市機能の更新を図るための市街地再開発事業及び公共施設の整備改善を目的とした土地区画整理事業を推進するほか，防災機能及び良好な居住環境の確保を目的とする住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等を一層推進し，健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

6 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため，地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し，同計画に基づく事業を推進する。

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備は，概ね五箇年を目途として行うものとし，具体的な事業の執行に当たっては，施設全体が未完成であっても，一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

なお，広島県地震防災戦略が変更された場合には，その目標との整合性を図るため必要に応じて地震防災緊急事業五箇年計画を修正するものとする。

(1) 計画作成主体

県

(2) 計画年度

平成18年度～平成22年度

(3) 対象事業

次に掲げる施設等で，当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。（市町事業を含む。）

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

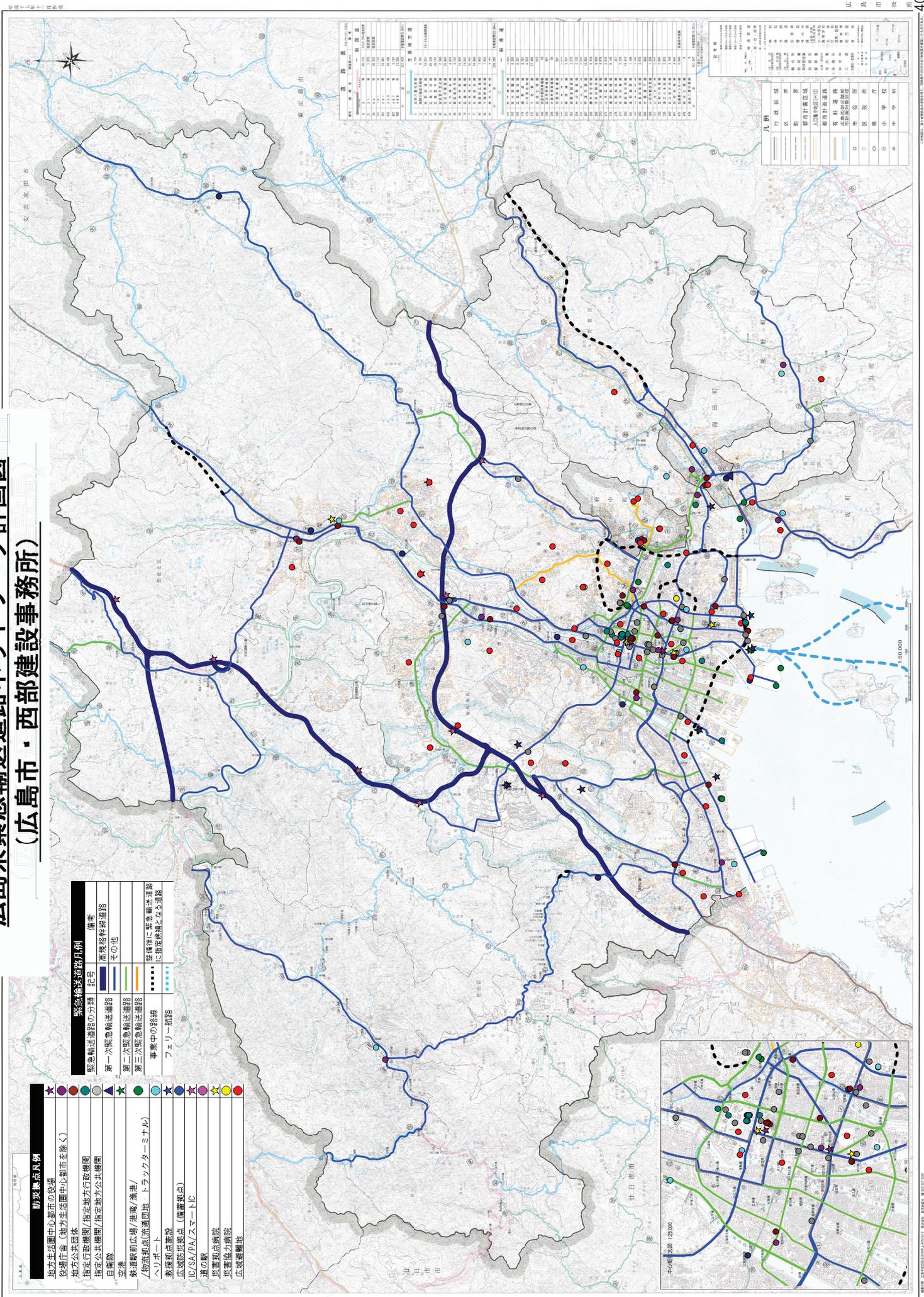
オ 緊急輸送を確保するため必要な道路，交通管制施設，ヘリポート，港湾施設又は漁港施設

カ 共同溝，電線共同溝等の電線，水管等の公益物件を収容するための施設

キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの

- ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ケ 公立の幼稚園、小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - コ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - カ キからコマまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
 - ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - セ 地震災害が発生した時（以下「地震災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
 - ソ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - タ 地震災害時における飲料水、電源等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - チ 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - ツ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - テ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (4) 計画推進のための必要な措置
- ア 県は、地震災害による被害の危険性等を十分踏まえた上で、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにし、緊急事業としての目的を十分踏まえた計画とするよう努めるものとする。
 - イ 県は、対象施設等の整備の進捗状況を調査するとともに、事業の効果も含めた推進状況の把握に努めるものとする。

広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (広島市・西部建設事務所)

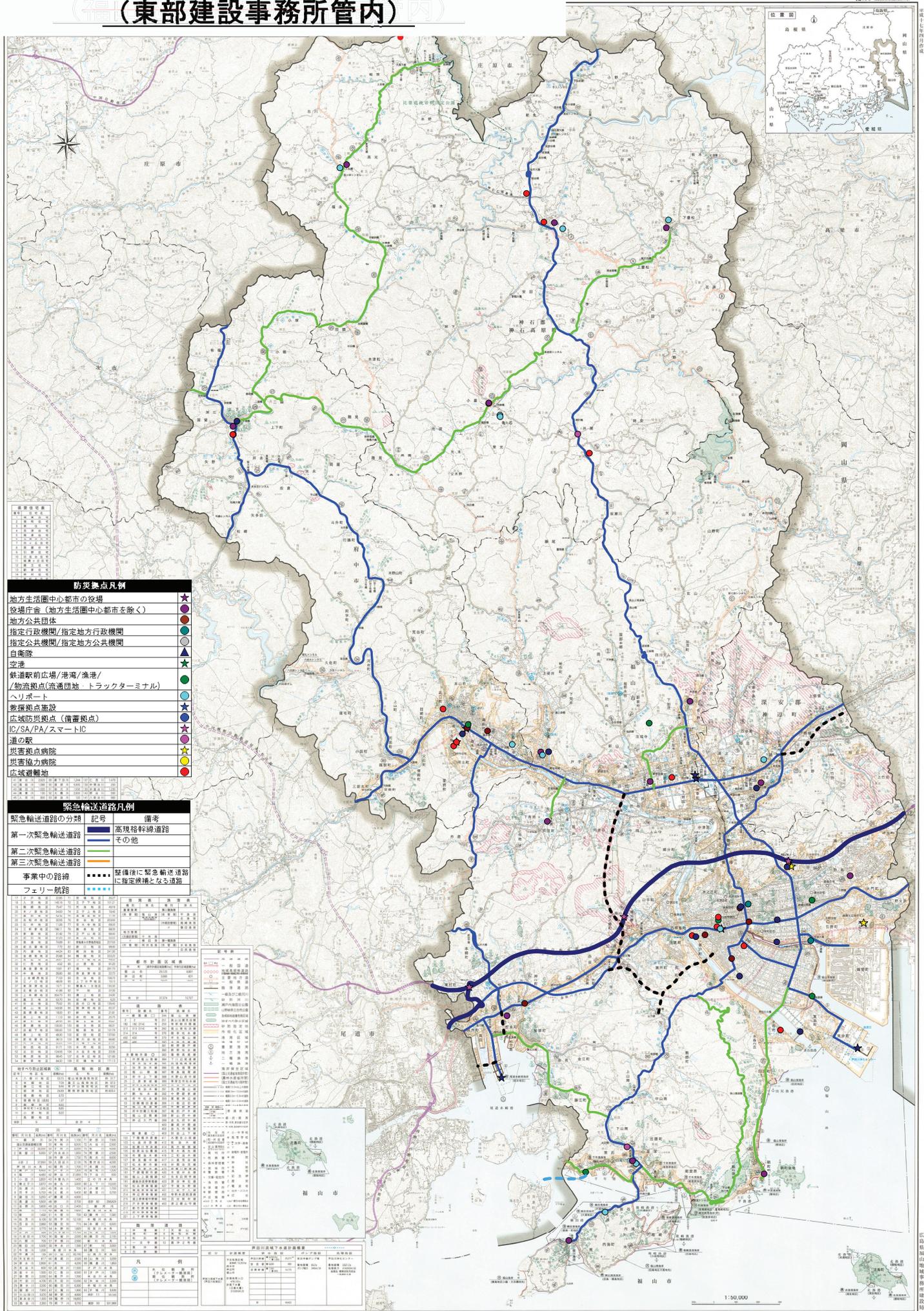


- ### 防災拠点凡例
- ★ 地方生活圏中心都市の役場
 - 産業庁舎 (地方生活圏中心都市を除く)
 - 地方公共団体
 - ▲ 指定行政機関/指定地方行政機関
 - △ 指定公共機関/指定地方公共機関
 - ▲ 自衛隊
 - ▲ 空港
 - 幹道駅前広場/港湾/漁港/物流拠点(港湾団地・トラクタターミナル)
 - ヘルポート
 - ★ 避難拠点施設
 - ★ 広域防災拠点 (集積拠点)
 - /△/PA/PA/スタート
 - 道の駅
 - ★ 災害拠点病院
 - ★ 災害協力病院
 - 広域避難地

- ### 緊急輸送道路凡例
- | 緊急輸送道路の分類 | 記号 | 備考 |
|-----------|------|----------------------|
| 第一級緊急輸送道路 | 太い青線 | 高規格幹線道路 |
| 第二級緊急輸送道路 | 緑線 | その他 |
| 第三級緊急輸送道路 | 黄線 | 建築物に緊急輸送道路に指定候補となる道路 |
| 事業中心の路線 | 黒点線 | に指定候補となる道路 |
| フェリー-航路 | 青点線 | |

路線名	種別	延長 (km)	備考
広島市街地	第一級	120.00	
広島市街地	第二級	150.00	
広島市街地	第三級	180.00	
広島市街地	第一級	210.00	
広島市街地	第二級	240.00	
広島市街地	第三級	270.00	
広島市街地	第一級	300.00	
広島市街地	第二級	330.00	
広島市街地	第三級	360.00	
広島市街地	第一級	390.00	
広島市街地	第二級	420.00	
広島市街地	第三級	450.00	
広島市街地	第一級	480.00	
広島市街地	第二級	510.00	
広島市街地	第三級	540.00	
広島市街地	第一級	570.00	
広島市街地	第二級	600.00	
広島市街地	第三級	630.00	
広島市街地	第一級	660.00	
広島市街地	第二級	690.00	
広島市街地	第三級	720.00	
広島市街地	第一級	750.00	
広島市街地	第二級	780.00	
広島市街地	第三級	810.00	
広島市街地	第一級	840.00	
広島市街地	第二級	870.00	
広島市街地	第三級	900.00	
広島市街地	第一級	930.00	
広島市街地	第二級	960.00	
広島市街地	第三級	990.00	
広島市街地	第一級	1020.00	
広島市街地	第二級	1050.00	
広島市街地	第三級	1080.00	
広島市街地	第一級	1110.00	
広島市街地	第二級	1140.00	
広島市街地	第三級	1170.00	
広島市街地	第一級	1200.00	
広島市街地	第二級	1230.00	
広島市街地	第三級	1260.00	
広島市街地	第一級	1290.00	
広島市街地	第二級	1320.00	
広島市街地	第三級	1350.00	
広島市街地	第一級	1380.00	
広島市街地	第二級	1410.00	
広島市街地	第三級	1440.00	
広島市街地	第一級	1470.00	
広島市街地	第二級	1500.00	
広島市街地	第三級	1530.00	
広島市街地	第一級	1560.00	
広島市街地	第二級	1590.00	
広島市街地	第三級	1620.00	
広島市街地	第一級	1650.00	
広島市街地	第二級	1680.00	
広島市街地	第三級	1710.00	
広島市街地	第一級	1740.00	
広島市街地	第二級	1770.00	
広島市街地	第三級	1800.00	
広島市街地	第一級	1830.00	
広島市街地	第二級	1860.00	
広島市街地	第三級	1890.00	
広島市街地	第一級	1920.00	
広島市街地	第二級	1950.00	
広島市街地	第三級	1980.00	
広島市街地	第一級	2010.00	
広島市街地	第二級	2040.00	
広島市街地	第三級	2070.00	
広島市街地	第一級	2100.00	
広島市街地	第二級	2130.00	
広島市街地	第三級	2160.00	
広島市街地	第一級	2190.00	
広島市街地	第二級	2220.00	
広島市街地	第三級	2250.00	
広島市街地	第一級	2280.00	
広島市街地	第二級	2310.00	
広島市街地	第三級	2340.00	
広島市街地	第一級	2370.00	
広島市街地	第二級	2400.00	
広島市街地	第三級	2430.00	
広島市街地	第一級	2460.00	
広島市街地	第二級	2490.00	
広島市街地	第三級	2520.00	
広島市街地	第一級	2550.00	
広島市街地	第二級	2580.00	
広島市街地	第三級	2610.00	
広島市街地	第一級	2640.00	
広島市街地	第二級	2670.00	
広島市街地	第三級	2700.00	
広島市街地	第一級	2730.00	
広島市街地	第二級	2760.00	
広島市街地	第三級	2790.00	
広島市街地	第一級	2820.00	
広島市街地	第二級	2850.00	
広島市街地	第三級	2880.00	
広島市街地	第一級	2910.00	
広島市街地	第二級	2940.00	
広島市街地	第三級	2970.00	
広島市街地	第一級	3000.00	
広島市街地	第二級	3030.00	
広島市街地	第三級	3060.00	
広島市街地	第一級	3090.00	
広島市街地	第二級	3120.00	
広島市街地	第三級	3150.00	
広島市街地	第一級	3180.00	
広島市街地	第二級	3210.00	
広島市街地	第三級	3240.00	
広島市街地	第一級	3270.00	
広島市街地	第二級	3300.00	
広島市街地	第三級	3330.00	
広島市街地	第一級	3360.00	
広島市街地	第二級	3390.00	
広島市街地	第三級	3420.00	
広島市街地	第一級	3450.00	
広島市街地	第二級	3480.00	
広島市街地	第三級	3510.00	
広島市街地	第一級	3540.00	
広島市街地	第二級	3570.00	
広島市街地	第三級	3600.00	
広島市街地	第一級	3630.00	
広島市街地	第二級	3660.00	
広島市街地	第三級	3690.00	
広島市街地	第一級	3720.00	
広島市街地	第二級	3750.00	
広島市街地	第三級	3780.00	
広島市街地	第一級	3810.00	
広島市街地	第二級	3840.00	
広島市街地	第三級	3870.00	
広島市街地	第一級	3900.00	
広島市街地	第二級	3930.00	
広島市街地	第三級	3960.00	
広島市街地	第一級	3990.00	
広島市街地	第二級	4020.00	
広島市街地	第三級	4050.00	
広島市街地	第一級	4080.00	
広島市街地	第二級	4110.00	
広島市街地	第三級	4140.00	
広島市街地	第一級	4170.00	
広島市街地	第二級	4200.00	
広島市街地	第三級	4230.00	
広島市街地	第一級	4260.00	
広島市街地	第二級	4290.00	
広島市街地	第三級	4320.00	
広島市街地	第一級	4350.00	
広島市街地	第二級	4380.00	
広島市街地	第三級	4410.00	
広島市街地	第一級	4440.00	
広島市街地	第二級	4470.00	
広島市街地	第三級	4500.00	
広島市街地	第一級	4530.00	
広島市街地	第二級	4560.00	
広島市街地	第三級	4590.00	
広島市街地	第一級	4620.00	
広島市街地	第二級	4650.00	
広島市街地	第三級	4680.00	
広島市街地	第一級	4710.00	
広島市街地	第二級	4740.00	
広島市街地	第三級	4770.00	
広島市街地	第一級	4800.00	
広島市街地	第二級	4830.00	
広島市街地	第三級	4860.00	
広島市街地	第一級	4890.00	
広島市街地	第二級	4920.00	
広島市街地	第三級	4950.00	
広島市街地	第一級	4980.00	
広島市街地	第二級	5010.00	
広島市街地	第三級	5040.00	
広島市街地	第一級	5070.00	
広島市街地	第二級	5100.00	
広島市街地	第三級	5130.00	
広島市街地	第一級	5160.00	
広島市街地	第二級	5190.00	
広島市街地	第三級	5220.00	
広島市街地	第一級	5250.00	
広島市街地	第二級	5280.00	
広島市街地	第三級	5310.00	
広島市街地	第一級	5340.00	
広島市街地	第二級	5370.00	
広島市街地	第三級	5400.00	
広島市街地	第一級	5430.00	
広島市街地	第二級	5460.00	
広島市街地	第三級	5490.00	
広島市街地	第一級	5520.00	
広島市街地	第二級	5550.00	
広島市街地	第三級	5580.00	
広島市街地	第一級	5610.00	
広島市街地	第二級	5640.00	
広島市街地	第三級	5670.00	
広島市街地	第一級	5700.00	
広島市街地	第二級	5730.00	
広島市街地	第三級	5760.00	
広島市街地	第一級	5790.00	
広島市街地	第二級	5820.00	
広島市街地	第三級	5850.00	
広島市街地	第一級	5880.00	
広島市街地	第二級	5910.00	
広島市街地	第三級	5940.00	
広島市街地	第一級	5970.00	
広島市街地	第二級	6000.00	
広島市街地	第三級	6030.00	
広島市街地	第一級	6060.00	
広島市街地	第二級	6090.00	
広島市街地	第三級	6120.00	
広島市街地	第一級	6150.00	
広島市街地	第二級	6180.00	
広島市街地	第三級	6210.00	
広島市街地	第一級	6240.00	
広島市街地	第二級	6270.00	
広島市街地	第三級	6300.00	
広島市街地	第一級	6330.00	
広島市街地	第二級	6360.00	
広島市街地	第三級	6390.00	
広島市街地	第一級	6420.00	
広島市街地	第二級	6450.00	
広島市街地	第三級	6480.00	
広島市街地	第一級	6510.00	
広島市街地	第二級	6540.00	
広島市街地	第三級	6570.00	
広島市街地	第一級	6600.00	
広島市街地	第二級	6630.00	
広島市街地	第三級	6660.00	
広島市街地	第一級	6690.00	
広島市街地	第二級	6720.00	
広島市街地	第三級	6750.00	
広島市街地	第一級	6780.00	
広島市街地	第二級	6810.00	
広島市街地	第三級	6840.00	
広島市街地	第一級	6870.00	
広島市街地	第二級	6900.00	
広島市街地	第三級	6930.00	
広島市街地	第一級	6960.00	
広島市街地	第二級	6990.00	
広島市街地	第三級	7020.00	
広島市街地	第一級	7050.00	
広島市街地	第二級	7080.00	
広島市街地	第三級	7110.00	
広島市街地	第一級	7140.00	
広島市街地	第二級	7170.00	
広島市街地	第三級	7200.00	
広島市街地	第一級	7230.00	
広島市街地	第二級	7260.00	
広島市街地	第三級	7290.00	
広島市街地	第一級	7320.00	
広島市街地	第二級	7350.00	
広島市街地	第三級	7380.00	
広島市街地	第一級	7410.00	
広島市街地	第二級	7440.00	
広島市街地	第三級	7470.00	
広島市街地	第一級	7500.00	
広島市街地	第二級	7530.00	
広島市街地	第三級	7560.00	
広島市街地	第一級	7590.00	
広島市街地	第二級	7620.00	
広島市街地	第三級	7650.00	
広島市街地	第一級	7680.00	
広島市街地	第二級	7710.00	
広島市街地	第三級	7740.00	
広島市街地	第一級	7770.00	
広島市街地	第二級	7800.00	
広島市街地	第三級	7830.00	
広島市街地	第一級	7860.00	
広島市街地	第二級	7890.00	
広島市街地	第三級	7920.00	
広島市街地	第一級	7950.00	
広島市街地	第二級	7980.00	
広島市街地	第三級	8010.00	
広島市街地	第一級	8040.00	
広島市街地	第二級	8070.00	
広島市街地	第三級	8100.00	
広島市街地	第一級	8130.00	
広島市街地	第二級	8160.00	

広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (東部建設事務所管内)



防災拠点凡例

地方生活圏中心都市の役場	★
役場庁舎(地方生活圏中心都市を除く)	☆
地方公共団体	●
指定行政機関/指定地方行政機関	●
指定公共機関/指定地方公共機関	●
自衛隊	★
空港	✈
鉄道駅前広場/港湾/漁港/ /物流拠点(流通団地・トラックターミナル)	●
ヘリポート	●
数種拠点施設	●
広域防災拠点(備蓄拠点)	●
IC/SA/PA/スマートIC	●
道の駅	●
災害拠点病院	●
災害協力病院	●
広域避難地	●

緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記号	備考
第一次緊急輸送道路	高規格幹線道路	
	その他	
第二次緊急輸送道路		
第三次緊急輸送道路		
事業中の路線	整備後に緊急輸送道路に指定候補となる道路	
フェリー航路		

緊急輸送道路ネットワーク計画図

道路番号	道路名称	道路種別	道路規格	道路幅員	道路延長	備考
1	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
2	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
3	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
4	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
5	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
6	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
7	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
8	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
9	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
10	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
11	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
12	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
13	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
14	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
15	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
16	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
17	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
18	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
19	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
20	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
21	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
22	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
23	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
24	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
25	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
26	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
27	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
28	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
29	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
30	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
31	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
32	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
33	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
34	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
35	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
36	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
37	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
38	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
39	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
40	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
41	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
42	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
43	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
44	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
45	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
46	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
47	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
48	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
49	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
50	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
51	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
52	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
53	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
54	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
55	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
56	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
57	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
58	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
59	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
60	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
61	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
62	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
63	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
64	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
65	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
66	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
67	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
68	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
69	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
70	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
71	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
72	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
73	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
74	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
75	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
76	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
77	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
78	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
79	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
80	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
81	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
82	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
83	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
84	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
85	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
86	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
87	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
88	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
89	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
90	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
91	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
92	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
93	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
94	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
95	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
96	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
97	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
98	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
99	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	
100	広島市街地	高規格幹線道路	1000	20.0	10.0	

第2節 災害応急対策への備えに関する計画

1 方針

防災関係機関は、地震が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとし、また、地震防災緊急事業五箇年計画を必要な事業について定めるものとする。

2 内容

(1) 配備動員体制の整備関係

ア 県の配備動員体制

(ア) 県災対本部の副本部長、事務局長、実施部長及び班長並びに災害対策支部長については、あらかじめ職務代理者を定めておくものとする。

(イ) 県災対本部が設置された場合に、本部員の各局（部）長及び班長となる局（部）長及び課（室）長は、当該局（部）及び班が措置すべき要領をあらかじめ定め、所属職員に対して周知徹底させておくものとする。

また、定めた要領は、事前に危機管理監に提出しておくものとする。

(ウ) 県災対本部の設置場所については、代替施設の整備に努めるものとする。

イ 市町の配備動員体制

市町長はあらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

ウ 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

(2) 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 防災行政無線等による情報伝達

市町は、防災行政無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

ウ 災害広報実施体制の整備

県及び市町は、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(3) 通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめN T T西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

イ 市町は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ 県は、地震による被害により、広島県総合行政通信網の県庁統制局又は中継局が使用できなくなった場合に備えて、地上系通信網のループ化や代替通信機能の確保に努めるものとする。

エ 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

オ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

カ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

キ 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

（４）自衛隊災害派遣関係

ア 市町及び関係機関は、平素から、市町及び関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。

イ 市町及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

ウ 市町及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

（５）避難対策のための整備関係

ア 避難場所、避難路の選定・周知

市町は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ避難場所、避難路等の選定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに住民を含めた訓練に努めることとする。

なお、避難場所、避難路の選定に当たっては、津波災害など地域の状況を十分考慮したものとする。

あらかじめ避難場所に選定した市町は、避難場所、避難路沿い等に誘導表示板、案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難計画の作成

（ア）病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市町長が避難の勧告又は指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

（イ）幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

a 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

b 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(ウ) 県及び沿岸市町は、居住者等が津波来襲時に適確な避難を行うことができるように津波浸水予測図等を作成し、津波浸水想定区域について事前に把握し、住民等に周知するものとする。

(エ) 沿岸市町は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

ウ 避難所の開設・運営

市町は、避難場所の開設及び運営についてあらかじめ計画を策定しておくものとする。

エ 避難の誘導

(ア) 災害時要援護者の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市町は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

(イ) 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

オ 避難場所の整備

市町は、避難場所となる施設について、必要に応じ次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

(ア) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

(イ) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等

(ウ) 災害時要援護者に配慮した施設・設備

(エ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

(オ) 食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した避難場所又はその近傍で確保できるよう努める）

(6) 医療、救護活動関係

市町及び県は、地震災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、負傷者の発生に対応するため、医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、県は、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合又は市町から要請がある場合に備え、関係業者から速やかに調達できるよう調達手段を確立しておくものとする。

(7) 消防活動体制の整備関係

ア 市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）は、大地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

大地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 市町等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 大地震発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

- (イ) 大地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。
 - (ウ) 大地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。
 - (エ) 大地震発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。
 - (オ) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。
 - (カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練の実施に努める。
 - (キ) 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。
- (8) 輸送関係
- 市町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (9) 相互応援協力関係及び災害応急対策実施のための協定等の締結
- 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとする。
- また、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。(県が締結した協定等については、附属資料へ掲載)
- (10) 危険物等災害応急対策関係
- 大地震の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。
- (11) 食料供給関係
- ア 県及び市町は、地震災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。
- イ 県及び市町は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。
- (12) 給水関係
- ア 市町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害時に備えて水道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順や方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等緊急対応体制の確立に努めるものとする。
- なお、医療機関等に対する緊急時の給水等については、十分配慮しておくものとする。
- イ 知事は、地震災害時に備え、平素から市町長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。
- ウ 市町は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。
- (13) 生活必需品等供給関係
- 県及び市町は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。
- (14) 文教関係
- ア 避難計画の作成
- 学校の管理者（市町立学校にあっては当該市町教育委員会、県立学校及び私立学校（私立

専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。)にあつては、学校長、公立大学にあつては学長)は、あらかじめ市町長等と協議のうえ、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成する。

イ 応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者(市町立学校(幼稚園を除く。)にあつては当該市町教育委員会、県立学校及び私立小・中・高等学校(各種学校のうち外国人学校及び専修学校のうち3年制高等課程を含む。)にあつては学校長)は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

ウ 園児・児童・生徒・学生に対する防災教育

(ア) 県教育委員会は、園児・児童・生徒に対する地震防災教育の実施について、公立学校(大学を除く。以下この項において同じ。)の管理者を指導する。

また、県は、私立学校及び公立大学に対し、公立学校に準じた防災教育を行うよう指導又は要請する。

(イ) 公立学校の管理者は、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震の基礎的な知識及び地震発生時の対策(各学校の防災計画)などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

(ウ) 高等学校の生徒を対象にして、応急看護の実践的技能の習得を図る。

エ 地域の避難所となる場合の対策

(ア) 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

(イ) 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市町長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

オ 教職員に対する研修

県教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

また、県は、私立学校及び公立大学に対し、これに準じた教育及び研修を行うよう指導又は要請する。

カ 社会教育等を通じての啓発

県教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

(15) 住宅対策関係

県及び市町は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

第3節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 方針

大規模地震の発生時における県民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

なお、備蓄倉庫の整備、災害対策資機材等の整備を推進するため、地震防災緊急事業五箇年計画を必要な事業について定めるものとする。

2 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
 - ア 救助・救難用資機材
 - イ 消防用資機材
 - ウ 水防関係資機材
 - エ 流出油処理用資機材
 - オ 陸上建設機械
 - カ 被災建築物応急危険度判定資機材
 - キ 被災宅地危険度判定資機材

3 備蓄に関する基本事項

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、県内に被害をもたらすと考えられる地震を対象とし、地域特性を考慮した被害想定調査結果や過去の災害事例を基に、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、広島県地震被害想定調査報告書や近年発生した地震の教訓を参考に品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等県民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市町、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、可能な限り備蓄し、自らの身の安全は自ら守るよう努める。

イ 市町

市町は、独自では物資の確保が困難となった被災者に対し、食料、飲料水、生活必需品等を給与し、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

ウ 県

原則として市町への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

ア 市町

市町庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

イ 県

防災拠点施設等の県有施設及び民間倉庫等に備蓄する。

なお、医薬品等医療資機材については、災害拠点病院及び災害協力病院への備蓄を考慮する。

4 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模地震発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市町及び県は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

市町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市町対応後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

大規模地震発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、各市町は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市町は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市町は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分に協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

大規模地震発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市町及び県は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

市町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市町対応後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

大規模地震発生時において、「医療・救護計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、県、市町及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

大地震による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

備蓄に当たっては、家屋倒壊等による負傷者を想定して、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受け入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄を行うものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救援用資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ

等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

県、市町及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

県及び市町は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

県及び市町は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第4節 危険物等災害予防計画

1 方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画による。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施内容

（1）危険物施設の災害予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

イ 大規模タンクの耐震化

容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定めた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

ウ 保安確保の指導

市町は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

エ 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

オ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

（2）高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

ア 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、市町及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

(ア) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

(イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

(ウ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震時の被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売業者間の相互応援協力体制の整備を検討する。

(エ) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(オ) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

イ 火薬類取扱施設の予防対策

県（委譲事務を実施する市町を含む）は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

(ア) 火薬類取扱施設への対策

定期自主検査、保安教育の確実な実施、緊急時連絡体制の整備を指導し、自主保安体制の確立を図る。

(イ) 点検及び通報

一定規模以上の地震が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者等は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県（委譲事務を実施する市町を含む）へ通報するよう指導する。

(3) 毒物劇物取扱施設の予防対策

ア 毒物劇物多量取扱施設に対する指導の強化

(ア) 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務付けられている施設の所有者等に対しては、その登録申請時等に施設の耐震性の向上等について理解を求めるものとする。また、併せて危害防止規定の整備を指導する。

(イ) 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設であって毒物及び劇物を多量に取り扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

(ウ) 毒物劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

県は、毒物劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

イ 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(ア) 毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

a 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

b 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(a) 毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取り扱いの作業を行う者

- (b) 設備等の点検・保守を行う者
 - (c) 事故時における関係機関への通報を行う者
 - (d) 事故時における応急措置を行う者
 - c 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項
製造設備，配管，貯蔵設備，防液堤，除外設備，緊急移送設備，散水設備，排水設備，
非常用電源設備，非常用照明設備，緊急制御設備等
 - d 前記cに掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項
 - e 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
 - f 前記bに掲げる者に対する教育訓練に関する事項
- (イ) 防災訓練の実施
- 前記eに掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう，定期的に防災訓練を実施する。
- ウ 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進
- 毒物劇物取扱施設の管理者は，毒物又は劇物関連の製造設備，配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し，計画的に整備する。

第5節 県民の防災活動の促進に関する計画

1 方針

県民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

2 防災教育

地震災害について必要な知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、県民等に徹底することにより、地震災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

(1) 実施責任者

災害予防責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

(2) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

防災関係機関は、県民が、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、地震災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、また、防災への寄与に努めるよう、自主防災思想の普及、徹底を図る。

イ 県民等に対する防災知識の普及・啓発

県及び市町は、防災関係機関や大学等と連携して、地震災害時に県民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、地震についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、自主防災組織など地域コミュニティにおける防災に関する教育の普及促進を図る。

(ア) 啓発内容

a 地震・津波に対する地域住民への周知

b 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

<大地震のときの心得>

(a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

(b) 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。

(c) テレビ、ラジオ、防災行政無線により、气象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。

(d) 海岸にいるときに大きな揺れや長い地震、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

(e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

(f) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。

(g) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち

物は最小限にして徒歩で避難すること。

- (h) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (i) 大地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (j) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度の食料・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

<津波に対する心得－陸地にいる人の場合>

- (a) 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。
- (c) 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線、広報車等を通じて入手すること。
- (d) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- (e) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

<津波に対する心得－船舶の場合>

- (a) 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (c) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。
- (d) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (e) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1）港外：水深の深い、広い地域

注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- c 地震・津波に対する一般知識
- d 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- e 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- f 災害情報の正確な入手方法
- g 出火の防止及び初期消火の心得
- h ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- i 自動車運転時の心得
- j 救助・救援に関する事項
- k 安否情報の確認に関する事項
- l 津波浸水予測区域
- m 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- n 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- o 高齢者、障害者などへの配慮
- p 各防災関係機関が行う地震災害対策

q その他必要な事項

(イ) 啓発方法

- a パンフレット，リーフレット，ポスターの作成・配布
- b テレビ，ラジオ，有線施設等放送施設の活用
- c 新聞，広報紙，インターネット，その他の広報媒体の活用
- d 映画，スライド等の活用
- e 防災に関する講習会，講演会，展示会等の開催
- f その他の方法

ウ 職員に対する教育

県，市町及び防災関係機関は，職場内における防災体制を確立するため，災害応急対策業務に従事する職員を中心に，次の内容を含んだ地震教育の周知徹底を図る。

(ア) 地震・津波に関する一般的な知識

(イ) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(ウ) 職員等が果たすべき役割

(エ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(オ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

エ 児童生徒等に対する教育

県及び市町は，児童生徒等に対して，学校教育等を通じて，地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

オ 自動車運転者に対する啓発

県，県警察及び市町は，運転免許更新時の講習や各種広報紙等により，地震発生時において，自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

カ その他の防災関係機関による普及啓発

水道，電力，ガス，通信，鉄道，道路，船舶等に関わる防災関係機関は，それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について，利用者等へ普及啓発活動を行う。

キ その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても，地震災害に対する普及啓発活動を実施する。

3 防災訓練

地震災害について，定期的に防災訓練を実施し，地震災害時における防災業務が迅速，的確かつ実効性のあるものとする。

(1) 実施責任者

災害予防責任者

(2) 実施内容

ア 防災訓練の実施

(ア) 県は，国，市町，防災関係機関，自主防災組織及び住民等の協力により，総合的，広域のかつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は，災害対策本部の設置・運営，災害広報，避難誘導，消火活動，交通規制，救護活動，非常無線通信，消防広域応援，自衛隊派遣要請，行方不明者の搜索活動，食料供給・給水活動，緊急道路の確保，緊急物資の輸送，通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧，緊急地震速報の利活用，他の都道府県との広域応援等とする。

想定する訓練地震は，東南海・南海地震をはじめ，地震のタイプ及び地域の特性に応じたきめ細かい内容となるよう検討するものとする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

- (イ) 市町は、防災関係機関、自主防災組織及び住民等の協力により、防災訓練を行う。
- (ウ) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。
- (エ) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

イ 職員の動員訓練

県、市町及び防災関係機関は、地震災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

ウ 通信運用訓練

県、市町及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

エ 津波避難訓練

- (ア) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。
- (イ) 避難訓練の実施主体は、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。
- (ウ) 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

オ 防災訓練に対する協力等

- (ア) 県及び市町は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。
- (イ) 各防災関係機関は、県や市町が実施する防災訓練に積極的に協力する。

(3) 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

ア 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

イ 大規模災害発生時における県災害対策本部・支部、市町及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

4 消防団への入団促進

(1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

県、市町

(3) 実施内容

市町は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取り組みを積極的に推進する。

県は、市町が行う消防団の入団促進等について指導・支援に努める。

- ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進
- イ (社)全国消防機器協会等会社社員の入団促進
- ウ 女性消防団員の入団促進
- エ 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進
- オ 消防団員の活動環境の整備
- カ 消防団と事業所の協力体制の推進

5 自主防災組織の育成，指導

(1) 目的

地震災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成，指導を推進する。

(2) 実施責任者

ア 市町

市町は、自主防災組織の育成，指導に努める。

イ 県

県は、市町と連携を図り、自主防災組織の育成，指導に協力する。

ウ その他の災害予防責任者

その他の災害予防責任者は、市町及び県の行う自主防災組織の育成，指導に協力する。

(3) 実施内容

各実施責任者は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

- ア 自主防災組織の規約，活動計画等の作成指導
- イ リーダー養成のための講習会等の開催
- ウ 情報伝達訓練，避難訓練等の防災訓練の実施指導
- エ その他自主防災組織の育成，指導に必要な事項

(4) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。

イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

(5) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び地震災害時において、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災資機材等の備蓄，整備

イ 地震災害時の活動

- (ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達

- (イ) 出火防止，初期消火
- (ウ) 避難誘導活動
- (エ) 救出救護活動
- (オ) 給食給水や救援物資の配給への協力

(6) 県の協力・支援

県は，市町が行う自主防災組織のリーダーや活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材の育成等，自主防災組織育成や活性化に関する活動に積極的に協力する。また，コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）や防災まちづくり事業等による資機材や活動拠点の整備促進を支援する。

6 ボランティア活動の環境整備

平常時からボランティアの組織化を行い，ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(1) 実施責任者

県，市町，日本赤十字社広島県支部及び広島県社会福祉協議会

(2) 実施内容

ア 県及び市町は災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため，医療業務，看護業務，介護業務，通訳，無線通信，被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し，把握しておくものとする。

イ 県及び市町は，ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して，その防災に関する知識及び技術の向上を図るため，研修，訓練等を行う。

ウ 日本赤十字社広島県支部及び広島県社会福祉協議会は，災害時に個人参加のボランティアを指導し，効果的な活動が行えるよう，ボランティアコーディネーターの養成に努める。

エ 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため，県，日本赤十字社広島県支部，広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「大規模災害時におけるボランティア活動支援連絡協議会」において，平常時から緊密な連携を図る。

7 企業防災の促進

企業の防災意識の高揚を図り，災害時における企業の防災活動の推進を図るものとする。

(1) 実施責任者

県及び市町

(2) 実施内容

企業は，地震災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において地震災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに，地域住民との連携による相互防災応援協定の締結，防災体制の整備，防災訓練，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため，県及び市町は，こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに，企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ，防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

第6節 調査、研究に関する計画

1 方針

この計画は、地震災害の被害を最小限にとどめるために、地震災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期すこととする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施項目

- (1) 地震災害の原因及び地震災害に対する措置等について科学的、技術的な調査研究
- (2) 調査研究の結果の公表

4 地震被害想定調査及び災害危険度判定調査

- (1) 県は、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震を想定し、被害想定調査を実施する。この調査の結果は、県の地震災害対策の基礎データとするとともに、市町や防災関係機関等へも資料を提供して、その活用を図ることとする。
- (2) 市町は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災都市づくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。
- (3) これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、都市構造の変化や、技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ、見直しを行うこととする。

5 地震・津波に関する調査研究等の推進

県は、国や大学の研究機関等が、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震について実施する次の調査研究に協力するとともに、各種情報の収集に努め、必要に応じ公表することとする。

- ア 地震及び津波のメカニズム解明
- イ 地震予知を目指した観測研究
- ウ 強震動及び津波の予測精度向上のための調査研究
- エ 津波情報の高度化及び住民の避難行動に関する研究

第7節 災害救助基金に関する計画

1 方針

この計画は、災害救助に要する費用に充てるための災害救助基金の積み立てに関して必要な事項を定めることとする。

2 実施責任者

県

3 実施事項

県は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第37条の規定による災害救助基金を積み立てる。

この基金は、大規模な災害により、災害救助法が適用された場合、同法第23条に規定する次の救助を行う費用の支弁の財源に充てることを目的としており、その内容は、現金（預金で運用）と備蓄物資からなる。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 実施方法

基金の管理運用については、災害救助基金管理及び支出規則（昭和23年広島県規則第21号）に定めるところによる。

第8節 災害時要援護者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、高齢者、障害者、観光客及び外国人・乳幼児及び妊産婦などのいわゆる災害時要援護者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、災害時要援護者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、在宅の災害時要援護者対策、災害時要援護者への啓発などの対策を積極的に推進する。

2 災害時要援護者に配慮した環境整備

- (1) 市町は、避難場所、避難地、避難路の指定に当たっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。また、災害時において災害時要援護者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、外国語の付記などの環境づくりに努める。
- (2) 市町は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害等災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

県及び市町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 施設・設備等の整備

県及び市町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、県、市町及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

4 在宅の災害時要援護者対策

(1) 組織体制の整備

県及び市町は、連携して高齢者や障害者等の在宅の災害時要援護者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で災害時要援護者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

市町は、在宅の災害時要援護者、特に聴覚障害者等、情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

県及び市町は、高齢者・身体障害者等が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防災器具等の普及・啓発

市町は、在宅の災害時要援護者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 災害発生時の対応マニュアルの策定

市町は、災害発生時の高齢者・身体障害者等に対する適確な措置がとれるよう、避難誘導、

情報伝達，救助等に関するマニュアルの策定に努めるものとする。策定の際には，高齢者・身体障害者等の特性に配慮するものとする。

5 災害時要援護者への啓発

県及び市町は，災害時要援護者及びその家族に対し，防災パンフレット等の配布や，地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど，災害発生時にとるべき行動等，防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また，市町は，地域で生活する外国人に対し，外国語の防災パンフレットの配布，防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。